

# 守るっ！緑と清流を

農地改良等には届出または許可が必要です

農地改良とは、農地の保全もしくは利用の増進といった農地の改善を目的とした行為であり、残土の処分を目的として行うものではありません。

安易な気持ちで、届出や許可なしに土を入れたりすると法律に違反することとなり、搬入した土の撤去を命じられます。

比較的小さい規模の農地改良でも届出の対象となり、また、数か月にわたるもの、面積の大きいものなどは、転用行為とみなして、農地法第4条または第5条の規定に基づく農地転用許可の対象となります。

農地改良を行う場合は、事前に農業委員会にご相談をお願いします。

問 秩父市農業委員会 ☎25-5231



## 土砂たい積110番開設！！

違法な埋め土を見つけたら

☎25-5202まで

(生活衛生課直通)

休日・祝日は、22-2211 (市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください！！

現在、違法な残土投棄の監視強化パトロール実施中です！



## 消費生活センターからのお知らせ

### 訪問販売注意情報

センターに多く寄せられた訪問販売の相談事例を2種類ご紹介します(内容は複数の事例を織り交ぜています)。

**事例1. 突然やってきて屋根のリフォームを勧める工事業者**

「屋根瓦がずれている、欠けている」「漆喰が黒く変色している」「このままにしているといずれ雨漏りするようになる」などと言って、屋根に上がり写真を撮って消費者に見せ、屋根の全面リフォーム工事などを勧めてきます。遠方の事業者が多いです。

消費者は、それまで雨漏りなど屋根の不具合はなかったにもかかわらず、不安にかけられ、その場で契約を決めてしまう傾向があります。



出典：消費者庁イラスト集より

訪問販売で工事等の契約を結ぶ場合は、クーリングオフなど法律で定められた内容がきちんと書かれた契約書(法定書面という)を渡されなければなりません。クーリングオフができるのは法定書面を受け取った日から8日間

です。油断せず契約内容を再確認しましょう。8日間を過ぎたとしても、状況によっては解約等ができることもありますので、ご相談ください。

**事例2. 突然やってきて光回線の契約替えを勧める電気通信の代理店**

「この地域のケーブルを太くする工事をした。回線速度が速くなるのでお知らせに来た」「新しいサービスを受けるにはルーターを替える必要がある」などと、現在の契約事業者の代理店のような口ぶりで話します。本当の契約先やサービス名をなかなか告げません。消費者が申し込みしたあと、新しい契約先から電話を受けたり、申し込み内容に疑問を持って自ら確認したりして、初めて全く別の契約であると気づきます。

訪問販売で光回線の契約を結んだ場合は、契約書を受け取ってから8日間は初期契約解除制度により契約解除ができます。事例のような代理店が介在するケースでは、正式な契約書は後日送付されることが多く、送付を受けてから8日間となります。訪問者のトークのうちのみならず、事業者名・サービス名・内容をよく聞き取りましょう。

### 秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝日はお休み)  
午前9時～正午、午後1時～4時  
☎25-5200